

II スtock適正化に向けた現状把握

1 社会教育調査（社会体育施設調査）

Stockの適正化に向けては、各自治体が所有する施設の情報を詳細に把握する必要があるが、わが国の公共スポーツ施設の統計として最も精度が高い調査は、文部科学省が概ね3年に1回の頻度で実施する「社会教育調査」（基幹統計）である。社会教育調査は、社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした調査であり、社会教育行政についての項目（都道府県と市町村における教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項など）に加え、公民館、図書館、博物館、社会体育施設といった社会教育に関する施設を調査対象としており、いわゆる公共スポーツ施設としてイメージする施設の多くは同調査内の社会体育施設調査にて把握されている。これら施設は2015年度現在で4万7,536カ所存在している。なお、同調査では民間体育施設も併せて把握しており、2015年度現在で1万4,987カ所と報告されている。

2 体育・スポーツ施設現況調査

わが国には社会体育施設以外にも文部科学省所管のスポーツ施設は存在しており、青少年教育施設（青年の家、青少年自然の家など）や女性教育施設（男女共同参画センター、女性センターなど）、公民館に付帯するスポーツ施設がそれにあたる。このような施設は文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」によって把握されており、2015年度現在で5,183カ所存在している。文部科学省ではこれらの施設と前述の社会体育施設をあわせて「公共スポーツ施設」と定義している。

文部科学省が定義する「公共スポーツ施設」に加え、わが国には体育館やプールといった学校施設としての体育施設（学校体育施設）が数多く存在する。これら施設も同調査によって把握されており、2015年度現在で、公私立の小・中・高等学校、中等教育学校、専修学校に11万6,029カ所、大学・高等専門学校に7,621カ所の施設が存在している。

3 文部科学省以外が所管する施設に関する調査

(1) 国土交通省（都市公園、道の駅）

国土交通省が所管するスポーツ関係施設として、都市公園および道の駅がある。都市公園については、2017年度末時点で10万9,229公園が存在している。これらは①住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、②都市基幹公園（総合公園、運動公園）、③大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、④緩衝緑地等（特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、都市林、広場公園、緑道）、⑤国営公園の5つに大別され、確実にスポーツ施設が整備されている運動公園（829カ所）を始めとして、その他の種類の公園にもスポーツ施設が整備されている。これら都市公園については、国土交通省公園緑地・景観課が毎年整備状況に関する調査を実施し、公表している。

都市公園に加え、スポーツ施設が設置されている道の駅も存在している。2013年4月現在で、運動場が92、キャンプ場が45、マリナーが7の道の駅に設置されており、100を超える道の駅でスポーツの実施が可能である。ただし、道の駅の付帯施設に関する定期的な調査結果は公表されていない。

(2) 厚生労働省（旧勤労者福祉施設、旧ウェルサンピア、障害者スポーツ施設）

厚生労働省が所管するスポーツ関係施設として、旧勤労者福祉施設、旧ウェルサンピア、障害者スポーツ施設がある。旧勤労者福祉施設は、旧雇用促進事業団（現雇用・能力開発機構）によって整備された教養、文化、体育、レクリエーションのための施設である。1961年から2000年までに全国で2,070施設が整備され、うち体育施設が1,191カ所、野外活動施設が137カ所存在した。その後、2005年度までにすべて譲渡または廃止されている。

旧ウェルサンピアは、厚生年金健康福祉センター、厚生年金スポーツセンター、厚生年金休暇センターの通称であり、厚生年金の被保険者、年金受給者の健康の保持増進等を目的として、保険料を財源として整備された。施設は健康福祉センターが24カ所、スポーツセンターが4カ所、休暇センターが17カ所存在していたが、2009年度までにすべて譲渡または廃止された。

障害者スポーツ施設とは、障害者の運動・スポーツ実施において、専用または優先的に利用できる施設であり、2018年度の笹川スポーツ財団調査では全国に141カ所存在している。これら施設は、①身体障害者福祉センター（A型）、②旧勤労身体障害者体育施設、③旧勤労身体障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）、④身体障害者福祉センター（B型）、⑤リハビリテーションセンター、⑥障害者更生センター、⑦その他の7つに大別される。

(3) 農林水産省（レクリエーションの森、農業者トレーニングセンター、農業公園）

農林水産省が所管するスポーツ関係施設として、レクリエーションの森、農業者トレーニングセンター、農業公園がある。レクリエーションの森は、自然景観に優れ、人と森林のふれあいの場として森林浴や自然観察、野外スポーツなどに適し、国民の保健および休養に広く利用されることを目的とした国有林野を指す。森林の特徴や利用目的に応じて、①自然休養林、②自然観察教育林、③風景林、④森林スポーツ林、⑤野外スポーツ地域、⑥風致探勝林の6つに区分される。2016年4月現在で、自然休養林88カ所、森林スポーツ林55カ所、野外スポーツ地域184カ所が指定されている。

農業者トレーニングセンターは、1972年から1989年頃まで実施していた農業構造改革事業等により、地域の農業者の技術の向上と相互連帯意識を高め、組織的な生産、生活体制を確立することを目的に研修施設の付帯施設として整備が可能であった。スポーツ庁「スポーツ施設に関する調査研究事業」（2016）では63施設と報告されている。

農業公園は、農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保・育成を図るために設立された公園である。レジャー・レクリエーション機能のひとつとして、スポーツ施設を有する公園が存在する。前述のスポーツ庁調査（2016）では農業公園の総数として 662 ヲ所が報告されている。

（4）環境省（国立公園、国定公園）

建築物としてのスポーツ施設ではないが、ハイキングやトレッキングが実施できる場所として、国立公園・国定公園がある。国立公園は、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であり、環境大臣が指定するもの、国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が関係都道府県の申し出によって指定するものとされている。環境省のウェブサイトによると、2018 年度現在で国立公園 34 箇所、国定公園 56 箇所が指定されている。

4 現状把握における課題と本研究の目的

公共スポーツ施設およびスポーツの実施が可能な場所については、前述のとおりさまざまな調査によって把握されている。しかし、これらの調査には、①施設を所管している省庁の違いによって、地方自治体内で情報の把握や管理をしている部署が異なっている、②都市公園などは都市公園に関する調査と社会教育調査（社会体育施設調査）で重複して把握されている、といった収集した情報の集約方法における課題や、③港湾系の施設（マリナーなど）、河川系の場（ラフティングが実施可能な川など）、道路（サイクリングロードなど）など、そもそも施設等の情報が把握されていない、といった調査対象における課題、④社会教育調査（社会体育施設調査）において、都市公園を回答しているケースとしていないケースがあるなど、同じ調査であっても回答が異なる場合がある、といった調査の回答上の課題など、さまざまな課題があげられる。

スポーツ庁は人口減少社会におけるスポーツ施設政策として、「ストックの適正化」という観点で施策・事業を進めているが、その前段階として、自治体の所管や調査の垣根を越え、建築物の「施設」のみならずスポーツが実施可能な場所（スポーツの場）としてのスポーツ施設を詳細に把握する必要があると考えられる。加えて、こうして把握した施設情報を一元的に集約し、効果的な形で一般市民に公開することでスポーツ実施率の向上に寄与するものと思われる。なお、これらの実現にあたっては、現実的には現在のスポーツ担当組織や部署が施設等の情報を保有・管理し、スポーツ推進に役立てていくと考えるならば、文部科学省（スポーツ庁）および地方自治体のスポーツ担当部署を中心とした情報収集・集約体制の構築が最適であろう。したがって本研究では、将来的な「スポーツの場」の情報一元化に向け、どのような施設が文部科学省（スポーツ庁）の実施する現状の調査から漏れているかを事例的に確認し、施設統計調査の手法等に対して示唆を行うための基礎資料を収集するとともに、先進事例をもとに、スポーツ施設の情報を効率的・効果的に収集・公開・更新する方法を検討することを目的とした。